

議案第2号

久喜市税条例の一部を改正する条例

久喜市税条例(平成22年久喜市条例第61号)の一部を次のように改正する。

第82条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年7月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の第82条第1号エの規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

令和5年5月15日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

地方税法等が一部改正されたことに伴い、この案を提出するものであります。